

(第 14 章) 慶弔規定

第 1 条 この規程は、正会員の慶弔及び相互扶助に関して定める

第 2 条 会員が次に該当する場合は、弔意の表明をする。

(1)結婚での祝電

(2)死亡での弔電、生花

(3)配偶者死亡での弔電、生花

(4)血族の 1 親等死亡での弔電、生花

第 1 条 関連団体や密接な関係を有する個人の慶弔に関しては、理事長に委任し理事会を経るものとする。

第32条 補則

この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。この規定の改廃は理事会の承認を得るものとする。

(附則)

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する